

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
リネン類の外注洗濯	那病-C-衛M50005C
	防衛大臣承認
	作成 令和 4年 2月 2日
	変更 令和 6年 3月 19日
	作成部隊等名 自衛隊那覇病院

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊那覇病院（以下、“病院”という。）において使用するリネン類の外注洗濯（以下、“役務”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後当該文書に改正などがあった場合には、その適用について別途協議し、引用文書に定める事項が個別仕様書に定める事項と相違する場合は、個別仕様書を優先するものとする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

#### b) 法令等

医療法（昭和23年法律第205号）

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

医療法施行令（昭和23年政令第326号）

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

病院、診療所等の業務委託について（平成5年指第14号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この仕様書に規定していない事項は、法令等の定めによるほか、契約担当官等との調整による。

### 2.2 役務実施場所

役務実施場所は、自衛隊那覇病院（沖縄県那覇市赤嶺322 陸上自衛隊南那覇駐屯地内）又は契約の相手方の指定する施設とする。

### 2.3 役務実施期間

役務実施期間は、調達要領指定書によって指定する。

## 2.4 リネン類の種類

リネン類の種類は、調達要領指定書によって指定する。

## 2.5 役務内容

### 2.5.1 洗濯

洗濯は、次による。

- a) 契約の相手方は、医療法第15条の3、医療法施行令第4条の7及び医療法施行規則第9条の14で定める基準に適合する者とする。
- b) 洗濯業務は、“病院、診療所等の業務委託について（平成5年指第14号）”第8項を順守するものとする。
- c) リネン類の洗濯は、80℃・10分間以上の熱水消毒を行うとともに、クリーニング業法に基づき、素材ごとに適切な洗濯処理及び仕上げを行うものとする。
- d) 診察衣、看護服、看護衣及び予防衣（長袖）の仕上げは、ハンガー掛けとする。

### 2.5.2 集配

集配は、次による。

- a) 集配は、毎週2回、火曜日及び金曜日とし、火曜日収集分は同週金曜日、金曜日収集分は翌週火曜日納品を基準とする。
- b) 集配日が祝日及び休診日等の場合は、官側との協議のうえ実施するものとする。
- c) 集配場所は、収集は病院1階リネン庫とし、納品は病院2階衛生資材課事務室とする。ただし、集配場所が変更となる場合は、官側との協議のうえ変更するものとする。
- d) 集配は、監督官等の立会のもと員数等を確認し、指定する“受領書”又は“納品書”に必要事項を記載する。

## 2.6 対象物、感染の危険のある寝具類の取扱い

病院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されている恐れのあるリネン類であって、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行われていないものの洗濯を契約の相手方に委託することはできない。ただし、病院は例外的に消毒前に感染の危険があるリネン類の洗濯を契約の相手方に委託する時は、水溶性ランドリーバックに入れて密閉し、感染の危険のあるリネン類である旨を明示し、他に感染する恐れのないよう取り扱わなければならない。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 秘密保全など

### 4.1 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に知り得た事項の管理に万全を期する（業務従事者等に対する教育及び研修を含む。）とともに、別途利用、その他への公表などは、防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も、同様とする。
- b) 契約の相手方は、官側の施設内の場合、役務実施場所以外においても当該実施場所の許可権者の許可を受けることなく撮影をしてはならない。

### 4.2 役務実施場所などへの立入りなど

役務実施場所などへの立入りなどは、次による。

- a) 病院内への立入りに際しては、航空自衛隊那覇基地所定の立入手続を行うものとする。

- b) 病院内建物の中で役務を行う場合、病院内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、自衛隊那覇病院等の規則及び病院関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを得ず自衛隊那覇病院地域以外への立入りを必要とする場合は、所定の手続きを行うものとする。

## 5 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書及びこの仕様書に規定していない事項について、疑義が生じた場合は契約担当官等と協議のうえ契約担当官等の指示に従うものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	5 S T 9 1 C J 0 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 7 年 1 月 3 1 日
	作 成 部 課	自衛隊那覇病院 衛生資材課
	作 成 年 月 日	令 和 7 年 1 月 3 1 日
品 名	リネン類の外注洗濯	
仕様書番号	那病-C-衛M50005C	

指定事項

2.3 役務実施期間

役務実施期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日とする。

2.4 リネン類の種類

リネン類の種類は、表1とする。

表1-リネン類の種類

連番	品名	予定数量	単位
1	患者用シーツ	250	E A
2	処置台カバー	20	E A
3	布団カバー	200	E A
4	患者用枕カバー	250	E A
5	患者用枕	15	E A
6	タオル	700	E A
7	バスタオル	250	E A
8	患者用タオルケット	200	E A
9	患者用ベットパッド	150	E A
10	患者用毛布	10	E A
11	患者用羽毛布団	15	E A
12	患者用半ズボン	40	E A
13	患者衣上衣	10	E A
14	患者衣ズボン	20	E A
15	患者衣 (浴衣形)	200	E A
16	透視衣	15	E A
17	手術衣上衣	750	E A
18	手術衣ズボン	750	E A
19	診察衣	230	E A
20	看護服上衣 (長袖)	2	E A
21	看護服上衣 (半袖)	700	E A
22	看護服ズボン	800	E A
23	看護衣 (ワンピース形) 半袖	15	E A
24	看護衣 (ワンピース形) 長袖	1	E A
25	カーテン (220×190 c m)	15	E A
26	カーテン (440×190 c m)	20	E A
27	カーテン (220×250 c m)	2	E A